

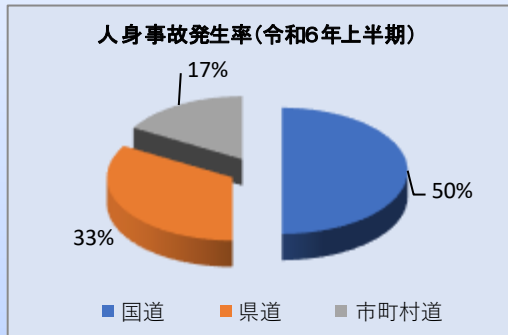
速度取締り指針

速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道119号	7:00～12:00	相生町地内	40キロ
国道120号	10:00～16:00	中宮祠地内	40キロ
国道122号	10:00～17:00	細尾町地内	50キロ
県道日光今市線	9:00～12:00	所野地内	50キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態



▼管内の人身事故の約50%が国道119号と国道120号と国道122号の3路線で発生している。

▼事故類型は、車両同士の事故が約50%で、車両単独事故が約42%である。

▼午前6時から午後5時までの昼間の人身事故発生が約92%を占めている。

～令和6年上半期～

- 死亡事故の発生はないが、4月に全体の33%の事故が集中的に発生した。
- 人身事故のうち第1当事者の約67%が50歳以上である。
- 人身事故の第1当事者の約58%が日光市内居住者である。

その他の交通指導取締り要点

- 生徒・児童の安全確保のため、登下校時間帯のスクールゾーンにおける交通指導取締り(速度超過違反・横断歩行者等妨害等違反)を実施する。
- 非市街地で飲酒運転取締り・検問を強化し、飲酒運転の根絶を図る。
- 横断歩道での歩行者優先の意識を浸透させるため、交通指導取締りを強化する。
- 自転車利用者に対する交通マナーの向上を図るため、国道で交通指導取締りを強化する。
- 前方不注視の要因となる携帯電話使用等違反の取締りを強化する。